

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課、
企画課自立支援振興室

評価実施時期：平成20年8月

施策名	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること (Ⅷ-1-1)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
施策の概要	障害者に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す	
施策に関する 評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 平成18年10月より障害者自立支援法を完全施行し、施設・事業体系の再編や就労支援策の充実等の抜本的改革を行った。(別添参照)同法における利用者負担については、原則一割の負担ではあるが、月額負担上限の設定や、収入・預貯金の少ない方に対するきめ細やかな配慮措置を講じている。施行後においては、利用者負担に対する意見等を踏まえ、本改革をより円滑に推し進めるための様々な措置を講じているところであり、今後とも、就労支援や地域移行などを中心とした、法の趣旨に即した取組を進めていく必要がある。</p> <p>(有効性) 障害者自立支援法の施行により、一般就労への移行を支援する就労移行支援事業を創設するなど日中活動系サービスを充実などの体制整備を進めるとともに、地域における生活の場としてグループホーム・ケアホームの整備の充実させるなどの施策を実施している。これらの施策により、障害者の地域における自立を支援し、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図っている。</p> <p>(効率性) 各市町村・都道府県においては、障害者等の数やその障害の状況等地域の実情を踏まえて作成した障害福祉計画において数値目標を設定し、一般就労に移行するための基盤整備や地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの整備など障害福祉サービスの計画的な整備を計画的・効率的に進めている。 また、地域の障害者の実情やニーズに即した社会参加を促進するための支援として、地域生活支援事業をメニュー事業として実施している。</p> <p>(総合的な評価) 各市町村・都道府県においては、障害者自立支援法に基づき障害者等の数やその障害の状況等地域の実情を踏まえて作成した障害福祉計画をもとに、障害者の地域での生活基盤等の整備が効率的に進められており、この結果、グループホーム・ケアホームの利用者数が毎年着実に増加している。 また、障害者や事業者のおかれている状況を踏まえ、平成19年度中に、①低所得者を中心として利用者負担の負担上限額の更なる引き下げ等の利用者負担の見直し、②通所サービスにかかる単価の引き上げ等の事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備にかかる財政支援といった内容を盛り込んだ「障害者自立支援法の抜本の見直しに向けた緊急措置」を決定、平成20年度に向けて予算措置を行ったところである。 これらの取り組みにより、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価できる。 (※太字部分は重点評価課題該当部分)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</p> <p>ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)</p> <p>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</p> <p>(ロ) 見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</p> <p>(理由)</p> <p>個別目標1については、自立支援法に基づき、地域の実情を踏まえた障害福祉計画に基づきサービスの基盤整備が進んでいると評価できることから、引き続き施策目標として継続していく。</p> <p>個別目標2については、工賃倍増計画支援事業の実施などにより、今後着実に効果が現れてくると考えられており、引き続き、施策目標として実施することとする。</p> <p>個別目標3については、障害者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業において、コミュニケーション支援等の様々な支援を行っており、市町村における事業の実施体制整備が着実に進んでいると評価できるため、引き続き施策目標として継続する。</p> <p>個別目標4については、精神科救急医療センターの整備が着実に増加しており、現行の事業が有効に機能していると評価できるため、施策目標として実施することとし、なお一層の整備を図ることとする。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(実績評価書の「3. 施策目標に関する評価」の「施策目標に係る指標」欄を転記)

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 グループホーム・ケアホームの月間の利用者数(単位:万人) (4.5万人以上/平成19年度)	2.4 【-】	2.8 【-】	3.4 【-】	3.7 【-】	今後集計予定
2 訪問系サービスの月間の利用時間数(単位:万時間) (376万時間以上/平成19年度)	-	-	-	316 【-】	今後集計予定
3 日中活動系サービスの月間のサービス提供量(単位:人日分) (713万人日分以上/平成19年度)	-	-	-	637 【-】	今後集計予定
4 一般就労への年間移行者数(単位:万人) (0.9万人以上/平成23年度)	0.2 【-】	-	0.2 【-】	-	-

(調査名・資料出所、備考)
 ・指標1は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。
 また、平成17年度以前は、「新障害者プラン関係実績調査」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、「グループホーム」の各年度の数値である。
 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。
 ・指標2は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。
 また、平成17年度以前は、「訪問系サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。
 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。
 ・指標3は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。
 また、平成17年度以前は、「日中活動系サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。
 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。
 ・指標4は、平成15年度は「社会福祉施設等調査」(大臣官房統計情報部調べ)により、平成17年度は「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるが、平成16、18、19年度は調査を実施していない。当該指標については、その調査実施の要否や、実施するとした場合の調査方法等も含め、今後検討する。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第169回国会福田総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	「障害者自立支援については、お年寄りや障害者の立場に立ったきめ細かな対応を行ってまいります。」
	成長力底上げ戦略(成長力底上げ戦略構想チーム基本構想)	平成19年2月15日	「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。 ①「工賃倍増5か年計画」を全国で策定、推進 ・平成19年度中にすべての都道府県において「工賃倍増5か年計画」を策定。関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力の下、5年間で平均工賃の倍増を目指す。 ②企業的な経営手法の活用 ・民間企業の有するノウハウや技術を積極的に活用。このため、コンサルタントの派遣、企業OBの紹介・あっせん等により、商品開発や市場開拓、障害者が能力を発揮でき作業効率の向上につながる職場環境の改善等を推進。 ③工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置 ・障害者雇用促進法による、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みについて、対象となる福祉施設の範囲を拡大して運用し、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む福祉施設への仕事の発注を奨励。

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：年金局総務課・年金課・国際年金課・数理課

<p>施策名</p>	<p>公的年金制度の持続可能性を確保すること</p> <p>(IX-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会作りを推進すること</p> <p>施策目標 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実に図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、この考え方のもと、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支え、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実際に価値のある年金を支給する機能を果たしている。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 平成16年6月に、「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)が成立し、公的年金制度について、</p> <p>① 保険料水準固定方式の導入 ② 給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入 ③ 基礎年金国庫負担割合の引上げ ④ 積立金の活用</p> <p>の4つを柱とする制度改正が行われ、これにより、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところである。</p> <p>年金財政については、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、長期的な財政収支の見直しを計算し、給付水準の調整を行う必要の有無や、給付水準がどの程度の水準にあるかなどの検証(財政検証)を行うこととしている。(初回は平成16年の5年後にあたる平成21年までに実施)</p> <p>また、国際的な人的交流の活発化に対応し、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問題の解決を図ることが喫緊の課題となっており、協定の締結による在外日系企業の負担の解消等のため、経済団体等関係各方面より、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。</p> <p>※ マクロ経済スライド 少なくとも5年に1度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始し、年金を支える力の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、年金額の伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える仕組み。</p> <p>※ 社会保障協定 海外に派遣される人について、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料掛け捨ての問題の解決を図るため、(1)日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加入すればよいこととするとともに、(2)相手国の年金加入期間を通算して年金が受けられるようにする協定。</p> <p>(有効性) 公的年金は、少子高齢化の急速な進行などにより、制度改正を行わなければ大幅な赤字財政に陥る状況にあったことから、平成16年年金制度改正により、給付と負担の在り方の大幅な見直しを実現したところである。 平成19年度において、社会保障協定の発効に至ったものが2件、署名を行ったものが2件、また、政府間交渉を実施、又は、当局間協議を実施したものが5件となるなど一定の成果をあげており、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することは、国際化の進展への対応として有効な手段であった。</p> <p>(効率性) 平成16年年金制度改正は、同年10月より順次施行され、円滑に実施されている。 平成19年度においては、3カ国との間で当局間協議を新規に開始し、また、2カ国との間で社会保障協定の署名をするなどの実績を残しており、効率的に施策を実施していると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 財政再計算との乖離状況(積立金)については、平成19年度の数値は集計中であるが、平成15～18年度は、実績値が財政再計算結果を上回っており、全体として、目標の達成に向けて進展していると評価できる。 公的年金制度については、①保険料水準固定方式の導入、②給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入、③基礎年金国庫負担割合の引上げ、④積立金の活用、の4つを柱とする平成16年年金制度改正により、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところであり、円滑に施行されている。 このうち基礎年金国庫負担割合の引き上げについては、法律の本則上、基礎年金国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、附則において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1へ引き上げるという道筋を規定している。平成16年度から19年度においては、この道筋に沿って国庫負担の段階的引上げを実施したところであり、平成20年度の国庫負担割合を3分の1に40/1000を加えた割合(約37.3%)とする「国民年金法等の一部を改正する法律案」を平成20年通常国会に提出し、継続審査とされている。 平成16年年金制度改正において検討課題とされた公的年金の一元化とパート労働者への厚生年金の適用拡大については、平成19年4月13日に、まずは被用者年金(厚生年金と公務員等の共済年金)の一元化を実現するとともに、働き方が正社員に近いパート労働者への厚生年金の適用を拡大するための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、継続審査とされている。 国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったアイルランド、ハンガリー及びスウェーデンの3カ国との間で、それぞれ社会保障協定の締結に向けて、平成19年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という目標を達成した。また、在留邦人数が多く、経済団体等から協定締結への要望の強かったオランダ及びチェコの2カ国との間で、平成19年度中に当該協定を署名するなどの成果があったと評価できる。 施策目標である「公的年金制度の持続可能性を確保すること」については、目標の達成に向け進展していると評価できる。 なお、現在、「社会保障国民会議」において、中長期的な視点に立って、年金制度を含め社会保障制度のあるべき姿や、その中での政府の役割、負担の仕方などについて議論を行っているところである。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由)平成19年度においても、目標の達成に向けて取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を推進していく。 ※ 普及啓発等の事務経費については、印刷費等の削減により予算規模を前年度より縮小する。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 財政再計算との乖離状況(積立金) (単位:兆円) (平成16年財政再計算結果の数値 以上/平成21年度まで毎年度) ・厚生年金 実績 財政再計算結果 ・国民年金 実績 財政再計算結果	[102.0%] 174.6 171.3 11.7 11.3	[102.4%] 171.1 167.5 11.7 11.0	[106.6%] 174.2 163.9 12.0 10.8	[108.1%] 173.6 160.8 11.7 10.6	[-%] 158.3 10.4
2 マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位:%) (平成16年財政再計算結果の数値 以下/平成21年度まで毎年度) 実績 財政再計算結果	[-%] -	[-%] -	[0%] 0.0 0.0	[0%] 0.0 0.0	[0%] 0.0 0.4
3 当局間協議新規開始国数(単位:件) (1カ国以上/毎年度)	[200%] 2	[100%] 1	[0%] 0	[300%] 3	[300%] 3
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、年金局数理課調べによるものである。 「実績」は、財政再計算と比較できるように、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値(年度末現在)である。なお、平成17年度以降については、年金積立金管理運用独立行政法人(年金資金運用基金)及び年金・健康保険福祉施設整理機構への出資金のうち、給付費等への充当を予定しているものを含んでいる。 「財政再計算結果」は、平成16年財政再計算結果による。 財政再計算との乖離状況(積立金)は、財政再計算結果どおりに積立金の実績が推移しているかどうかを検証するための指標である。 <p>※ 財政再計算</p> <p>平成16年年金制度改正前までは、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、給付と負担が均衡するよう将来の保険料引上げ計画を策定するとともに、必要に応じ制度改正が行われ、年金制度を長期的に安定したものとするため、少なくとも5年に一度行うこととされていた。</p> <p>なお、平成16年年金制度改正により新たに財政検証が導入され、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、少なくとも5年に一度「財政の現状及び見通し」を作成することとされた。</p> <p>【参考】厚生労働省ホームページ 平成16年財政再計算結果等 http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標2は、年金局年金課・数理課調べによるものである。 マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。 なお、平成19年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われなかったこととされている。 指標3は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。 当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。 平成15年度 カナダ、オーストラリア 平成16年度 オランダ 平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア 平成19年度 アイルランド、ハンガリー、スウェーデン <p>【参考】厚生労働省ホームページ 社会保障協定について http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html</p>					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：年金局企業年金国民年金基金課・総務課

<p>施策名</p>	<p>公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の普及促進を図ること</p> <p>(IX-1-2)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金などの私的年金は創設以来順調に規模を拡大し、企業年金などにカバーされる国民の割合も増加してきた。厚生年金基金は昭和41年の創設以来、平成7年度末には1,878基金が設立されるに至った。また、国民年金基金は、平成3年の制度開始以来、平成13年度末には加入者数が約79万人に達している。このような公的年金に上乗せされる年金制度の普及の背景には、掛金、給付に係る税制上の優遇措置が大きな役割を果たしてきたと考えられる。 しかし、厳しい経済環境に伴う運用利回りの低下や、成熟度(受給者数/加入者数)の上昇等により、年金財政が悪化し、掛金の追加負担が困難となる基金が現れたこと、また、確定給付企業年金法の施行に伴い、基金の代行部分を国へ返上し、上乗せ部分のみで確定給付型の企業年金を継続すること(代行返上)が可能になったこと等により、平成13年度より代行返上、解散が進んだが、近年は単独型・連合型の代行返上及び解散がほぼ落ち着いたこともあり、減少に歯止めがかかっている。 一方、平成13年度及び平成14年度に導入された確定拠出年金及び確定給付企業年金は、平成24年3月末で廃止される税制適格退職年金からの移行等により、着実に普及しているところである。</p> <p>(有効性) 確定給付企業年金及び確定拠出年金は、制度創設以来順調に普及しており(平成19年度末の確定給付企業年金の実施件数は前年度末の約1.6倍と大幅に増加。また、平成19年度末の確定拠出年金(企業型)の実施件数と確定拠出年金(個人型)の加入員数は、それぞれ前年度末の約1.2倍と約1.16倍に増加)、これには、厚生年金基金における代行返上の導入(確定給付企業年金への移行)や、税制上の優遇措置等が大きな役割を果たしていると考えられる。また、平成16年年金制度改正において、確定拠出年金の充実(拠出限度額の引上げ、中途引出し要件の緩和等)、企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)等の措置が講じられたことにより、各制度の利便性が高まったことも要因として挙げられる。 また、平成19年7月に、規約型確定給付企業年金におけるモデル規約例や事務処理マニュアルを提示したことは、制度設立時に必要となる規約の策定手続きの簡素化や、申請から認可・承認までの審査の手続きの合理化・簡素化を図り、事業主が円滑に確定給付企業年金を導入することにつながると考えられる。 平成20年度税制改正大綱を経て、企業年金の積立金に対する特別法人税の課税停止措置が3年間延長されたこと(平成22年度末まで)は、企業年金の健全な運営の確保及び普及の促進に資するものとなっている。</p> <p>(効率性) 加入者や事業主のニーズに応え得る様々なタイプの制度の選択肢が存在すること及び加入者や事業主の利便性を高めることは、公的年金に上乗せされる年金制度を普及させるための重要な条件である。 また、企業年金制度に係る税制上の優遇措置として、確定給付企業年金及び確定拠出年金については、掛金の損金算入、給付への公的年金等控除の適用等、厚生年金基金及び国民年金基金については、掛金への社会保険料控除の適用、給付への公的年金等控除の適用等が講じられており、老後の備えに対する民間の自主的な努力を側面から支援するものであり、効率的であるといえる。</p> <p>(総合的な評価) 確定給付企業年金及び確定拠出年金は、制度創設以来順調に普及しており、これには、税制上の優遇措置や、事業主や加入者の利便性を高めるための制度改正等の措置が大きな役割を果たしており、「公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の適正な運営を図ること」、ひいては「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」という施策目標の達成に向けて進展があったと考えられる。また、税制適格退職年金の平成24年3月末の廃止を控え、老後の所得保障の多様なニーズに応えるため、その役割はますます大きくなると考えられる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</p> <p>ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)</p> <p>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</p> <p>(ロ) 見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</p> <p>(理由) 目標達成に向け引き続き努力する。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	企業年金等の加入者数(単位:万人) (1400万人以上/平成23年度)	1,123	1,134	1,160	1,261	1,336
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託状況」によるが、平成19年度の数値は、年金局企業年金国民年金基金課調べによる推計値である。 ※企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金を指す。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
			「規制改革推進のための3カ年計画」(平成19年6月22日閣議決定)
			「規制改革推進のための3カ年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：老健局介護保険課

<p style="text-align: center;">施策名</p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p> <p style="text-align: right;">(IX-3-2)</p>	<p style="text-align: center;">政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p>
<p style="text-align: center;">施策の概要</p>	<p>高齢者、特に認知症や一人暮らしの高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域において継続できるよう、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じて介護保険制度の適切な運営を図りつつ、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 介護保険制度については、平成12年4月の施行から約8年が経過し、要介護認定者数、サービス事業者数が増加するなど、国民の間に広く普及してきたところであるが、その一方で、我が国全体の介護費用が3.6兆円(平成12年度実績)から7.4兆円(平成20年度予算)に増加している。このため、制度の持続可能性を維持する観点から、真に必要なサービスに対して給付が行われるよう、給付の効率化・重点化を行ってきたところである。</p> <p>他方、今後、高齢化が急速に進み、介護を要する状態である要介護者、社会的支援を要する状態である要支援者も現在以上に増加することが見込まれていることから、これらの要介護者等に対して良質な介護サービスを提供していくための基盤整備を進めていくことも重要である。</p> <p>また、今後増加が見込まれている認知症高齢者対策についても、重点的に対応していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護給付等費用適正化事業を実施する保険者数の割合については、平成19年度には99%の保険者が実施しており、介護給付の適正化の効果を上げるために有効であったと考えられる。 ・ 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率は、平成18年度と比較すると平成19年度は1.4p地域格差が拡大しているが、この理由としては、認定適正化専門員の技術的助言の効果を波及するための研修会開催による波及が必ずしも十分ではなかったことが考えられる。平成20年度においては研修会の開催を増加する等、効果を高めるための対応を検討している。 ・ 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合については、平成18年度の5.9%に比べ平成19年度は7.0%と増加傾向にあることから、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の更なる活用を図る必要はあるものの、必要な介護サービス量の確保の効果を上げるために有効であったと考えられる。 ・ 施設管理者研修、ユニットリーダー研修及び介護支援専門員研修の修了者は年々伸びており、介護サービスの質の向上の効果を上げるために有効であったと考えられる。 ・ 認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数については、すべての都道府県及び指定都市において事業が行われており、認知症高齢者支援対策推進の効果を上げるために有効であったと考えられる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニットケア指導者養成研修については、ユニットリーダー研修の実施に必要な講師やコーディネーターを養成するために平成18年度から開始したものであるが、研修修了者の着実な増加により、研修体制を強化することができ、介護サービスの質の確保を効率的に図ることができたと考えられる。 ・ 介護サービス情報公表制度については、利用者がインターネットを通じて介護サービス事業者の情報を入手し、介護サービス事業者を選択できるように平成18年度から導入されたものであるが、介護サービス情報の公表事業所数は増加しており、介護サービスの質の向上等に向けた事業者の取組が進み、介護サービスの質の確保を効率的に図ることができたと考えられる。 <p>(総合的な評価)</p> <p>介護給付の適正化、要介護認定の適正化、必要な介護サービス量の確保、介護サービスの質の確保及び認知症高齢者支援対策の推進により、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ることができた。</p>	

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
 - ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - ⊙ 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 - iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
- (理由)
- ・ 有効性及び効率性が認められるため。
 - ・ なお、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」については、平成20年度において、各種会議における積極的な説明等により、当該事業について関係者への十分な周知に努めるとともに、未実施の都道府県及び市区町村に対しヒアリングを実施し、未実施理由等の実態把握・分析を行い、本交付金の更なる活用を図る。また、介護療養病床の転換については、平成23年度末が期限であることから、今後、介護療養病床の転換に係る本交付金の申請の増加が見込まれるため、引き続き十分な支援を行うものである。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)。ただし、指標2については、【 】内は、目標達成状況(達成水準-実績値)。						
1	各種給付適正化事業を実施する保険者数の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	—	76 【 %】	79 【103.9%】	99 【125.3%】	99 【100%】
2	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率(単位:ポイント) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度)	—	—	—	18.9 【-p】	20.3 【-1.4p】
3	介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	5.9 【-%】	7.0 【118.6%】
4	施設管理者研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	208 【-%】	269 【129.3%】	294 【109.3%】	298 【101.4%】	463 【155.4%】
5	ユニットリーダー研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	189 【-%】	477 【252.4%】	639 【134.0%】	1,796 【281.1%】	2,908 【161.9%】
6	ユニットケア指導者養成研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	28 【-%】	30 【107.1%】
7	介護支援専門員実務研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	34,634 【117.4%】	37,781 【109.1%】	34,813 【92.1%】	28,391 【81.6%】	31,758 【111.9%】
8	介護支援専門員現任研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	313,684 【130.5%】	396,933 【126.5%】	489,609 【123.3%】	568,337 【116.1%】	集計中 【-%】
9	介護サービス情報の公表事業所数(単位:事業所数) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	93,530 【-%】	112,171 【119.9%】
10	認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数(単位:都道府県・指定都市) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	62 【-%】	64 【103.2%】

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：大臣官房国際課

施策名	政策体系上の位置付け	
	二国間等の国際協力を推進すること (X-1-2)	基本目標 X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 施策目標 1 国際社会への参画・貢献を行うこと
施策の概要	国際社会に貢献するため、我が国の有する政策制度等に関する豊富な経験や知識を活用して、開発途上国に対する保健衛生・社会福祉・労働分野における人材育成事業等の協力を推進する。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 東南アジア諸国を始めとするアジア・太平洋地域の開発途上国は、アジア通貨危機を乗り越えた後めざましい経済発展を遂げているものの、いまなお多く存在する貧困層や深刻な環境問題の発生など、開発の歪みが生じている。 保健及び社会福祉の充実については、政府開発援助の拠りどころであるODA大綱及び国連ミレニアム開発目標のそれぞれにおいてその主要な目標のひとつに掲げられており、我が国は先進国として、これら政策分野でも我が国の経験を伝えていくことを通じて国際社会に貢献することを目指している。 とりわけASEAN諸国の社会経済の着実な発展は、少子高齢化や核家族化などといった、かつて我が国が経験した急速な就業構造・人口構造・家族関係の変化をもたらしつつあり、アジアにおける先駆的取り組みとして我が国が講じてきた社会保障諸政策に対して、期待は高まっている。</p> <p>また、今後の一層の開発には、先進国のリードを離れた途上国の自立的で持続可能な発展、南南協力の推進による地域連帯に基づく発展が不可欠であり、そのためには国づくりの担い手となる優れた人材を育成・確保するための支援が効果的である。 具体的には経済・産業発展のために必要とされる技術者及び技能労働者はもとより、人事労務担当者、職業訓練を行う指導員、健全な労使関係構築のための人材が非常に不足している現状にあり、開発途上国からも、我が国に対しこれら各種分野の技術、技能移転を通じた人材養成に係る国際協力の要請が強いことから、引き続き積極的かつ効果的な支援が求められているところである。</p> <p>(有効性) 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等における我が国の経験の共有は、東南アジアを中心とするアジア・太平洋地域各国の更なる発展に必要なインフラ整備や基幹人材の育成に資するものであり、有効なものであると考えている。</p> <p>(効率性) 現在アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた我が国の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものであり、また、各国のハイレベルの行政担当官が来日して現場を見ること等により、より効率的なプログラムとなっているものと評価している。</p> <p>(総合的な評価) 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等において、我が国が保持する高度な技術を活用し、民間団体を通じた国際的な技術協力事業、研究・分析事業を実施することで、効果的に国際社会に貢献することができると評価している。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) <p>(理由) 施策目標の達成に向け着実に実施しているところであり、現在の取り組みを続ける。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
2	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
(調査名・資料出所、備考) ※本施策目標については、定量的な指標を定めて評価する性質のものではない。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	規制改革推進のための3カ年計画(改定)	平成20年3月25日閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・研修生・技能実習生の保護のため早急に講ずべき措置 ・受入れ機関の適正化のために早急に講ずべき措置 ・送出国政府に対する適正化要請等 ・実務研修中の研修生に対する労働関係保冷の適用 ・「再技能実習(又は高度技能実習)制度」の検討

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：厚生科学課

<p>施策名</p>	<p>国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること</p> <p>(X I - 1 - 1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること</p> <p>施策目標 1 - 1 国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>各国立試験研究機関において策定された機関評価の実施計画に従い、評価委員会を定期的に開催し、評価結果を公表することにより、機関評価の適正かつ効果的な実施を確保することを目的とする。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>研究開発評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)に基づき、各府省が具体的な指針を策定し実施することとされている。厚生労働省においては、大綱的指針に基づき「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成17年8月25日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。以下「指針」という。)を定め、これに基づいて行うこととされており、国立試験研究機関を含む研究開発機関の評価についても、指針に基づき行うこととされているところである。</p> <p>厚生労働省の科学研究開発においては、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。このため、指針において、各研究開発機関は、機関活動全般を対象とする評価を定期的実施することとし、その評価は当該機関の設置目的や研究目的に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の両面から行うこととしている。</p> <p>国立試験研究機関においては、この指針等に基づき、機関ごとにその機関運営と研究の実施・推進の両面を対象として、3年に1回を目安として定期的に、外部の専門家により構成される評価委員会による機関評価を実施し、その結果を厚生科学審議会に提出するとともに、各機関のホームページ等により公表することとしている。</p> <p>また、各機関において、評価結果を受け、改善を要する指摘事項に係る対処方針を策定し、厚生労働審議会に報告し必要な措置を講ずるとともに、これらについても各機関のホームページ等により公表することとしている。</p> <p>【参考】「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(厚生労働省ホームページ) http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dainiki/dl/j-04.pdf</p> <p>(有効性)</p> <p>各機関における評価委員会の開催については、平成19年度は2機関であるが、平成14年度以降、すべての機関について、指針において開催の目安としている3年に1回と同程度の頻度で開催されている。委員は外部の専門家により構成され、客観性・中立性が保たれた中で、研究、開発、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚生労働省の施策又は事業への貢献を含む。)等の評価事項について評価されており、この結果を反映させることで機関運営の改善に資するものである。したがって、機関評価は有効に機能しているものと考えている。</p> <p>評価結果の公表については、指針においてホームページ等により公表することとしている。ホームページによる公表については、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において有効であるが、平成19年度における実績はなく、直近5年間で2機関が1回ずつ行うにとどまっている。評価結果については、各機関の図書館等においても閲覧可能な状態となっており、機関評価の透明性は一定程度は確保されているものの、機関評価の透明性を更に高め、より適正な評価とするため、評価結果及び改善の状況のホームページによる公表を更に積極的に進めることが必要である。なお、平成20年度においては、3機関がホームページにより公表する予定としている。</p> <p>(効率性)</p> <p>評価の実施については、評価の実施体制(概ね10名程度の当該機関に所属していない専門家により評価委員会を組織)や評価事項(一定のあらかじめ定められた事項の評価を原則としつつ、研究目的・目標に即して評価事項を選定)等に係るルールにのっとり実施していることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。また、評価委員会の開催は、指針において3年に1回を目安としているが、国立試験研究機関における研究はその期間が複数年にわたる研究が多いため、毎年評価を行った場合には、成果等が上らない段階で次の評価を行うこととなることから、3年程度の間隔を置いて評価を行うことが効率的である。したがって、各機関の評価は、適切な頻度で効率的に行われているといえる。</p> <p>評価結果の公表については、ホームページによる場合、各機関の図書館等における閲覧に比べ、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において効率的であるため、ホームページによる公表を積極的に進めることが必要である。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>国立試験研究機関の機関評価については、手法及び頻度において適切であり、適正かつ効果的に実施されているものと評価できる。</p> <p>また、各機関のホームページ等における評価結果やその後の改善状況等の公表については、適正な評価の実施確保のため重要であり、今後、より効果的・効率的で適切な公表等を積極的に進めていく必要がある。</p>	

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討 (該当する場合に○)
 - ii 施策目標を継続 (該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (**ロ**) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 - iii 機構・定員要求を検討 (該当する場合に○)
- (理由)
 評価結果がその後の研究の重点化や実施体制の整備、国際協力の実施、倫理規程の整備等に反映され、研究開発の効果的な実施に寄与しているため

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標
 (達成水準/達成時期)
 ※【 】内は、目標達成率 (実績値/達成水準)

	H15	H16	H17	H18	H19
1 各機関における評価委員会の開催件数 (単位: 回) (3年間に1回以上/-)	0 [-%]	3 [-%]	0 [-%]	1 [-%]	2 [-%]
2 評価結果の公表を行った機関数 (単位: 機関) (-)	0 [-%]	0 [-%]	2 [-%]	0 [-%]	0 [-%]

(調査名・資料出所、備考)
 ・指標1及び2は、大臣官房厚生科学課の調べによる。
 ・指標1は、各機関(4機関)の評価委員会開催件数の計である。
 備考: 各年度終了後に各機関の実績を調査する。
 ・指標2は、評価結果の公表を各機関のホームページにより行った機関数の合計である。

【参考】「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(厚生労働省ホームページ)
<http://mhlw.go.jp/vp/scisaku/dainiki/dl/t-04.pdf>

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	科学技術基本計画	平成13年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究機関の評価は、機関の設置目的や研究目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施の面から行う」 ・「評価の公正さ、透明性を確保するため、客観性の高い評価指標や外部評価を積極的に活用する」

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：厚生科学課

施策名	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること (X1-2-1)	政策体系上の位置付け																																		
		基本目標 X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること 施策目標 2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること																																		
施策の概要	厚生労働科学研究の振興を促し、もって、保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等厚生労働行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。																																			
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 厚生労働科学研究では、厚生労働行政施策の適切妥当な科学的根拠の形成に資する幅広い研究を実施しているところである。近年は特に、健康安心の推進、先端医療の実現、及び健康安全の確保に資する研究を推進しており、具体的な事例として、がんの革新的予防・診断・治療法の開発に関する研究や、生活習慣病の一次予防から診断・治療までを網羅し、体系的な生活習慣病対策の推進に関する研究等を実施しているところである。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適切かつ効率的な実施を確保することが必要となっている。																																			
	(有効性) 各研究事業の評価委員会については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成17年8月25日厚生科学課長決定。以下「指針」という。)に基づいて各事業毎に年1回以上開催している。研究評価には、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等々を評価する事後評価がある。事前評価では、厚生労働行政にとって真に必要な研究開発課題を厳選することにより効果的な資金配分に寄与し、中間評価では、研究成果が施策に反映されるように研究の進め方に適切な助言等を行い、事後評価では、研究の達成・未達成の確認、以後の評価での活用、以後の研究事業の企画・実施への活用など、評価委員会の評価を通じ、各研究事業の有効な実施が図られている。																																			
	(効率性) 各研究事業の評価委員会においては、各分野の委員(学識経験者等)が最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、中間評価では当初の計画通り研究が進行しているか否か到達度評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、研究費の効率的な運用に寄与している。																																			
	(総合的な評価) 各研究事業の適正かつ効果的な実施には、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施が不可欠である。上記のとおり各研究事業で年1回以上評価委員会が開催され適切な評価が行われていることにより、各研究事業の適切かつ効果的な実施が図られていると評価できる。																																			
(評価結果の分類) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">i</td> <td>施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 見直しを行わず引き続き実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(理由) 施策目標の達成に向けて着実に進展しているため。</td> </tr> </table>					i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)	ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)		○ 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討		○ 見直しを行わず引き続き実施		○ 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討	iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)		(理由) 施策目標の達成に向けて着実に進展しているため。																		
i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)																																			
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)																																			
	○ 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討																																			
	○ 見直しを行わず引き続き実施																																			
	○ 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討																																			
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)																																			
	(理由) 施策目標の達成に向けて着実に進展しているため。																																			
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">H15</td> <td style="text-align: center;">H16</td> <td style="text-align: center;">H17</td> <td style="text-align: center;">H18</td> <td style="text-align: center;">H19</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>研究評価委員会の開催件数 (単位:回) (-)</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;">64</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。</td> </tr> </table>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)								H15	H16	H17	H18	H19	1	研究評価委員会の開催件数 (単位:回) (-)	54	57	62	59	64	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。					
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																				
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																				
		H15	H16	H17	H18	H19																														
1	研究評価委員会の開催件数 (単位:回) (-)	54	57	62	59	64																														
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。																																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																	
	科学技術基本計画	平成13年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期基本計画の期間中に競争的研究資金の倍増を目指す。 ・研究者が多様な経験を積むとともに、研究者の流動性を高めるため、産学官間の交流や国際交流を重視する。 ・研究成果、研究資源等の研究開発情報のデータベース化・・・を引き続き推進する。 																																	
	第3期科学技術基本計画	平成18年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金及び間接経費の拡充。 																																	

